

## 新「千葉県総合計画」素案に関する意見と県の考え方

### 1 パブリックコメントの実施期間

令和7年5月21日（水）から6月20日（金）まで

### 2 意見提出者数（意見のべ件数）

38者（137件）

### 3 提出された意見の概要と県の考え方

※取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

#### 計画全般

意見の概要	県の考え方
県へパブリックコメントを提出すると、意見・回答が集約されすぎて、自分が提出した意見が分かりづらいつと感じる。県民が提出した意見に対し真摯に対応すべきである。	皆様からいただいた御意見につきましては、1つ1つに対し、県の考え方について、丁寧にお答えしてまいります。
一般的に市町村との役割分担が曖昧になっている。県と市町村で二重投資にならないようにした方がよい。	第3編第2章「行政経営の基本的視点」に記載の「県及び市町村が持続的かつ効果的に行政を運営していく」ことは、前提として、県と市町村との役割分担を明確化した上で、連携や補完といった検討を行うこととなります。いただいた御意見を踏まえ、引き続き、市町村と連携を図ってまいります。
総合計画は、県の全ての政策・施策を網羅しなければならず、総花的になっている。個別の計画も策定されているが、それらとどのように整合を図っていくのか。	総合計画は、県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画であることから、県が策定する個別計画は、本総合計画の内容を踏まえ策定してまいります。
見慣れない単語が散見されるので、注釈を入れないと分かりづらい。	御指摘を踏まえ、計画の内容を県民の皆様に分かりやすくお伝えするため、分かりにくい用語については、新総合計画の策定後に作成する県民広報版において用語解説やコラムを設け、説明文を記載します。
県のやることが文章だけで書かれていて分かりづらい。	第3編第1章「重点的な施策・取組」に掲げた各「主な取組」に、具体的な事業を記載しました。また、県民広報版の作成にあたっては、グラフや写真、コラムを追加し、分かりやすい冊子や概要版の作成に努めてまいります。
各項目で目標が定性的に書かれているが、定量的な目標がないと達成したのか分からない。	県民の皆様と協力し、計画期間である4年間で実現を目指すべき指標として、具体的な数値目標である「社会目標」を記載しました。
時系列を整合的にみるために、西暦（和暦）の形式にしてほしい。	県では、行政文書の年表示について、原則として元号を使用することとしていることから、総合計画においても、原則、元号を使用しておりますが、御指摘の点を踏まえ、元号に加え、括弧書きで西暦を併記いたします。

<p>「新型コロナウイルス感染症」という表記は陳腐化の恐れがあるため、「COVID-19」と表記するのが適切なのではないか。</p>	<p>総合計画においては、広く県民に周知されている「新型コロナウイルス感染症」の表記に統一しています。</p>
--	---

第2編 基本構想編

第1章 千葉の新たな飛躍に向けた6つのチャレンジ

意見の概要	県の考え方
<p>人口減少社会において、特に県南東部の過疎地域で過疎化が急速に進行していくことが予想される。集約して賑わいを保つべき地域と、週末や長期休暇時の別荘・セカンドハウスの機能に戦略的に縮小・特化することが望ましい地域とを分けて検討すべきと考える。</p> <p>第2編第1章「千葉の新たな飛躍に向けた6つのチャレンジ」にあるように、就労世代が地域に定着するためには産業の存在が重要であり、そのためには消費者と就労者・生産者がある程度集約的に居住している必要がある。</p>	<p>県では、人口減少が進む中であっても、県民一人ひとりがそれぞれにあったライフスタイルを送ることができるよう、様々な取組を行っているところです。</p> <p>また、人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、拠点やネットワークを配置し合理的な土地利用の規制・誘導を図り、コンパクトなまちづくりに取り組んでまいります。</p>
<p>1 頻発化・激甚化する大規模災害等に備えた危機管理体制の強化と新たな犯罪形態への対応</p> <p>(3) 飲酒運転の根絶と交通安全対策の推進</p> <p>全ての県民が「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い意識を持つよう更なる啓発を図る必要がある点に賛同する。啓発活動は官民が連携して取り組む必要があるとの記載のとおり、一般社団法人日本損害保険協会・千葉損保会では千葉県交通安全対策推進委員会の委員として積極的に啓発活動に協力したい。</p> <p>一般社団法人日本損害保険協会では、人身事故の半数以上が交差点・交差点付近で発生することに着目して、「全国交通事故多発交差点マップ」をホームページで公表しているので、交差点の事故対策を検討する際には、本マップの情報を参考にしてほしい。</p>	<p>悪質・危険な飲酒運転の根絶を目指し、全ての県民が「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い意識を持つよう、各関係機関・団体等と連携しながら更なる啓発を図るとともに、交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化に努め、根絶に向けた環境づくりを一層推進してまいります。</p>
<p>2 本格的な人口減少社会への対応</p> <p>出生率の低い地域で少子化対策を講じるよりも、出生率の高い地域（合計特殊出生率1.3超の地域）において、子育て施策を手厚くする方が、費用対効果が大きいのではないかと。すべての地域に同じような施策を講じる時期は過ぎており、資源の選択と集中が必要である。</p>	<p>少子化の進行は、県全体で取り組むべき重要な課題であると認識しています。県では、これまで県と市町村とで構成する少子化対策協議会において、県と市町村が取り組む少子化対策について、地域の課題や先進事例の共有等を行ってきました。引き続き、市町村と連携を図りながら、県内における効果的な少子化対策等を検討してまいります。</p>

<p>2 本格的な人口減少社会への対応 (5) 持続可能な地域経済の確立</p> <p>「○ 人口減少が進む中であっても、将来にわたり県の活力を維持していくためには、持続可能な地域経済を確立させることが必要です。」の後に次の文章を追加してほしい。</p> <p>「経済部ブロックを定め、地域にあった経済活動を活性化します。千葉県は、国際空港を持つ日本の玄関の成田、首都東京に近く、居住・通勤、海に囲まれた水産県、全国有数の農業・畜産・養鶏の農業県、幕張新都心のような未来都市県、京葉工業地帯の工業県、南房総を代表に観光県。これらの地区をブロック化して、そのブロックに適した地域づくりを推進することにより、ブロック経済の発展を目指します。」「人口が減少する社会が待たなして訪れる中、コンパクトな地域社会を作る事が必要です。」</p>	<p>本県は、地域ごとに様々な表情を持っており、各地域を取り巻く状況は一律ではないことから、第2編第2章第3節「県づくりの方向性」の項目において、人口や産業構造、地理的条件、交通網の整備状況等、各地域が持つ特性を把握した上で、共通する特性や可能性を持つ地域を大きくくりとして、6つのゾーンを設定し、それぞれの特性や強みを踏まえ、地域の活性化に向けた取組の方向性を示しております。</p> <p>また、人口が減少する中において、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくことは重要であり、「2 本格的な人口減少社会への対応」の項目のうち、「(2) 人口減少社会への対応」において、引き続き、コンパクトなまちづくりを進めていく必要がある旨明記するとともに、主な取組Ⅱ-3-③-1「次世代に向けたまちづくりの推進」において、持続可能なまちづくりに向けコンパクトシティの構築を促進していくこととしております。</p>
---	---

## 第2章 千葉県が目指す姿

意見の概要	県の考え方
<p>第2節 基本目標・目指す姿</p> <p>I 危機管理体制の構築と安全の確保</p> <p>1 災害等に対する迅速かつ的確な危機管理体制の構築と防災基盤等の整備が進んでいる千葉</p> <p>県民が防災に関する正しい知識を持ち、地域住民同士が助け合い、適切に行動できる体制を整えるためには、自主防災組織の強化やハザードマップ等の防災に関する知識が重要になると思われる。</p> <p>一般社団法人日本損害保険協会では、「そんぽ防災Web」を通じて、「ハザードマップと一緒に読む本」等のハザードマップに係る情報提供しており、また、小学生向け防災教育プログラム「ぼうさい探検隊」を展開していることから、これらのツールを取組の参考にしてほしい。</p>	<p>自主防災組織の強化、県民への防災教育の推進、自主防災組織等への研修・訓練については、主な取組Ⅰ-1-①-2「自助・共助の取組強化」において記載しています。</p> <p>また、多様な民間事業者等のノウハウを活用した連携については、主な取組Ⅰ-1-①-1「防災連携体制の充実強化」において記載しています。</p>
<p>第2節 基本目標・目指す姿</p> <p>VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造</p> <p>千葉県は比較的土地に余裕があり、交通アクセスも良好であることから、スポーツや文化施設を整備してはどうか。</p> <p>例えば、印旛ゾーンや湾岸ゾーンで、サッカーやラグビーの日本代表のホームスタジアムとなるようなフットボール専用スタジアムを作ってはどうか。</p> <p>千葉県にしかない施設があることで、千葉県への人の流れを作ることができる考える。</p>	<p>県内には、サッカーやラグビーを含むプロスポーツチームが数多くあることから、強い発信力や地域とのつながりなどの優位性を生かした取組を実施し、地域のにぎわいの創出につなげてまいります。</p> <p>スタジアム整備に関する御意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>第2節 基本目標・目指す姿</p> <p>VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造</p> <p>1 脱炭素社会や循環経済への移行が進んでいる千葉</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現について記載があるが、水素についても触れるべきではないか。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、水素などの脱炭素エネルギーへの転換も重要と認識しており、主な取組VI-1-①-1「再生可能エネルギー等の活用促進」に、水素の利活用促進のための取組について記載しています。</p>
<p>第3節 県づくりの方向性</p> <p>共通する特性や可能性を持つ地域を大きくなくくりとして6つのゾーンが設定されているが、今後人口推定が下方修正される可能性を考慮すると、香取・東総ゾーン、九十九里ゾーン、南房総・外房ゾーンは、持続可能性の観点から、ゾーン設定に再検討が必要と考える。</p> <p>令和5年の人口戦略会議による「消滅可能性自治体」を考慮すると、にぎわいの核として今後も残りうる可能性がある地域は、館山市、鴨川市、茂原市、旭市であり、各市と地域的に結びつきの強い地域とで、まとまった人口規模（人口約30万人以上）にゾーンを括り直す必要があると考える。</p> <p>また、香取・東総ゾーンは、茨城県と連携し、鹿嶋市、神栖市と共同生活圏の構築を検討することも提案する。</p>	<p>ゾーン分けについては、人口構成、産業従事者や地理的特性、交通網の整備状況などを勘案して設定しています。</p> <p>また、本県を取り巻く諸課題の解決にあたっては、同じ課題意識を有する近隣自治体との連携などを通じて国等に対する要望活動や共同での調査研究・取組等を実施するほか、茨城県を含めた近隣都県との連携による方策なども検討してまいります。</p>
<p>第3節 県づくりの方向性</p> <p>○ 東葛・湾岸ゾーン</p> <p>東葛・湾岸ゾーンについては、常磐線沿線と総武線沿線では一体感はなく、内陸側と沿岸部と地理的にも違い、千葉県在住で東京都に在勤・在学中の人が多くこと以外共通点がないので分けるべき。</p>	<p>ゾーン分けについては人口の多寡のみで設定しているのではなく、人口構成、産業従事者や地理的特性、交通網の整備状況などを勘案して設定しています。</p> <p>また、東葛・湾岸ゾーンは他のゾーンと比較して早くから都市化が進んだことなどから、鉄道路線や道路交通網は発達しているものの、慢性的な渋滞など共通した課題もあることなどから、大きくなくくりとして設定しています。</p>
<p>第3節 県づくりの方向性</p> <p>○ 東葛・湾岸ゾーン</p> <p>東葛・湾岸ゾーンと南房総・外房ゾーンを比較すると人口の差が大きい。また、東葛・湾岸ゾーンは、一方は内陸、一方は海に面しているなど、地域性も異なることから、東葛と湾岸のゾーンを分けて整理した方がよいと考える。</p>	
<p>第3節 県づくりの方向性</p> <p>○ 印旛ゾーン</p> <p>佐倉城は、設備やアクセス等の観点から、観光資源としての取組が遅れていると言わざるを得ない。佐倉城跡を市指定史跡ではなく、県指定史跡又は国指定史跡として認定し、整備を進めてほしい。</p>	<p>総合計画においては、個別の文化財についての具体的な方針等について記載していませんが、県民にとって価値のある重要な文化財については、所有者を含む関係機関との調整を行いつつ、適切に指定等の対応を進めているところです。</p>

<p>第3節 県づくりの方向性</p> <p>○ 九十九里ゾーン</p> <p>県民・市民の安全や命を守る街づくりをしてほしい。</p> <p>九十九里ゾーンで、圏央道の整備による効果を活かし、様々な産業活動に取り組んでほしい。</p> <p>東金縦貫道が整備されれば、成田空港に近接していることを活かし、トランジット客等を海のレジャー産業へ誘客するほか、道路及び海岸線へのペロブスカイト太陽光発電の配置等、様々な産業活動が活発化する。</p> <p>また、地球温暖化による海面上昇や大津波の危険性が高まる中、東金縦貫道は、津波や洪水等の災害に備える道路にも資するため整備をしてほしい。</p>	<p>県では圏央道をはじめ、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する重要物流道路など地域安全保障に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進しております。また、道路ネットワークの整備を推進することで「人・モノ・財」の流れを様々な産業活動に取り込んでいきます。</p> <p>九十九里ゾーンでは、圏央道など広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や成田空港の拡張事業により、都心を含む多方面へのアクセスや企業立地の優位性、産業競争力などが向上し、地域のポテンシャルが高まることから、その効果を各種産業に取り込んでまいります。また、市町村と連携しながら、地域振興につながる産業の受け皿づくりを促進してまいります。</p> <p>また、いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅱ-1-④-4「インバウンドの推進」の具体的な事業として、「海のアクティビティ等を活用した誘客やゴルフ等のスポーツツーリズムの推進」を記載しました。</p>
---	--

第3編 実施計画編

第1章 重点的な施策・取組

第I項 危機管理体制の構築と安全の確保

政策分野Ⅰ-1 危機管理体制の構築と「防災県・千葉」の確立

意見の概要	県の考え方
<p>① 激甚化する災害への対応力強化</p> <p>災害対応について、市町村の避難所運営等の取組を支援するのであれば、県有施設を避難所に積極的に提供した方がよいと考える。県有施設で働いている職員含め、市の避難所設置に協力することで、より強固な災害対策になるのではないかと。</p>	<p>県有施設は、災害対策拠点や初動対応機関、指定一般避難所、一時滞在施設などの防災施設の役割を担っており、実際に指定された県有施設については、非常用自家発電設備の設置等避難所としての機能強化を図ってまいります。</p> <p>また、県職員も避難所の対応に当たるなど、引き続き、市町村と連携して、避難所の運営等に努めてまいります。</p>
<p>① 激甚化する災害への対応力強化</p> <p>「千葉県防災基本条例」に基づき、自助・共助・公助が一体となり、相互に連携した継続的な防災対策に取り組むとともに、県民・自主防災組織等に向けた教育・研修・訓練を実施することは、地域防災力の向上に必要である点に賛同する。</p> <p>一般社団法人日本損害保険協会では、「自助」に係る教育・研修として、自治体や高校等で自然災害に関連する損害保険等のテーマで講師派遣事業を実施しており、また、県民の防災意識を向上させることを目的としてセミナー等も開催しているため、連携を検討したい。</p>	<p>自主防災組織の強化、県民への防災教育、自主防災組織等への研修・訓練については、主な取組Ⅰ-1-①-2「自助・共助の取組強化」において記載しています。</p> <p>また、多様な民間事業者等のノウハウを活用した連携については、主な取組Ⅰ-1-①-1「防災連携体制の充実強化」において記載しています。</p>

<p>① 激甚化する災害への対応力強化  多古町周辺住民や空港関係者に広く知識付与が可能な防災教育訓練施設を整備してほしい。</p> <p>今までは知識付与を前提とした訓練や教育がメインとなっていたが、航空機事故や災害の際に、AEDやCPRを訓練通りに使うことができる人は多くなく、頻繁に訓練を実施することにより想定外の事態を減らしたい。</p>	<p>空港関係者等との連携については、主な取組 I-1-①-1「防災連携体制の充実強化」において、平時より交通事業者と連携し訓練等を実施する旨を記載しています。</p> <p>また、県民や企業への訓練については、主な取組 I-1-①-2「自助・共助の取組強化」において、地域における防災活動の中核となる人材の育成や、県消防学校・防災研修センターにおける自主防災組織、企業の防災担当者や市町村職員等への研修・訓練について記載しています。</p> <p>多くの人の救命をするためには、本県における一時救命処置に関する知識・技能を習得した県民を増やし、県民が一時救命処置を実施しやすい環境を構築することが必要であり、令和6年度から「AED・心肺蘇生法の普及啓発等事業」として、民間事業者に委託し、各種イベントでAED・心肺蘇生法の普及啓発を図っています。</p>
<p>①-1 防災連携体制の充実強化  防災と医療・福祉が連携・一体化した活動を拡充してほしい。</p>	<p>防災と医療・福祉が連携・一体化した活動の拡充につきましては、総合計画の中でも重要な視点として位置づけており、DMATやDPAT、DWA Tの体制強化をはじめ、避難所における高齢者や障害のある方などへの福祉的支援の充実を図る取組を盛り込んでおります。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組 I-1-①-1「防災連携体制の充実強化」において、発災時における在宅等での福祉サービスの提供や福祉関係者等との連携について、追記しました。</p> <p>また、防災危機管理部と健康福祉部各課が合同で訓練を実施するなど、平時から災害時における医療・福祉支援の連携強化を目指しています。</p>
<p>①-1 防災連携体制の充実強化  避難所においては要配慮者への配慮が重要であり、避難所開設にあたっては、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援活動における最低基準であるスフィア基準ではなく、内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に沿って、防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）について充実強化を推進してほしい。</p>	<p>市町村の避難所運営等については、県で作成する手引き等を通じて支援すると記載しており、当該手引きは内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の考え方を取り込んだ内容となっています。</p>
<p>①-2 自助・共助の取組強化  西部防災センターがリニューアルされても住民が出向くのは難しいのではないかと。市町村へ出前講座や市町村実施の防災訓練に出向くなど、西部防災センターのノウハウを広げた方が啓発に繋がると考える。</p>	<p>西部防災センターが持つ防災に係るノウハウの共有については、主な取組 I-1-①-2「自助・共助の取組強化」において記載をしており、その中で、センターにお越しになれない方への啓発についても記載しています。</p>

<p>①－２ 自助・共助の取組強化 家庭内で行うことができる防災に関する取組を拡充してほしい。</p>	<p>家庭内で行うことができる防災に関する取組については、主な取組Ⅰ－１－①－２「自助・共助の取組強化」において、「自らの身の安全は、自らが守る」自助の取組（啓発、防災教育等）を記載しています。</p>
<p>①－２ 自助・共助の取組強化 自らの身の安全を自らで守るためには経済的な備えも必要であると考えられる。 一般社団法人日本損害保険協会では、経済的な備えとして「地震保険」への加入を呼びかけている。地震保険は被災者の生活再建を支援する保険であるため、可能であれば、本計画で地震保険への加入が自助につながることを県から県民に情報提供してほしい。 千葉県では地震保険付帯率が全国平均を下回っており、千葉県の地震保険の付帯率を向上させるために県民向けの普及啓発活動について、民間と協力して推進することを検討願いたい。</p>	<p>地震保険等の経済的な備えについては、主な取組Ⅰ－１－①－２「自助・共助の取組強化」において、「千葉県防災基本条例」の理念に基づく防災教育の推進について記載しており、県民向け防災啓発サイト「じぶん防災」において、保険加入について掲載しています。 また、多様な民間事業者等のノウハウを活用した連携については、主な取組Ⅰ－１－①－１「防災連携体制の充実強化」において、記載しています。</p>
<p>①－２ 自助・共助の取組強化 企業等が大規模災害に備えてBCPを作成する際には、経済的な備えとして損害保険を活用することが有効と思われる。 一般社団法人日本損害保険協会では、ホームページ「企業のための保険ナビ」等で「企業を取り巻くリスク」と「リスクに備えるための保険」について情報提供しているため、県内の事業者向けに情報発信する際には本ページの内容の紹介を検討願いたい。</p>	<p>県では、千葉県産業振興センターにおいて、BCPに関するセミナーの開催等を通じて策定に必要な情報提供を行っており、いただいた御意見も参考にしながら、今後も県内中小企業のBCP策定を支援してまいります。</p>
<p>①－３ 半島性を踏まえた防災対策の推進 災害時を想定した避難所や県有設備に関する取組は、「千葉県国土強靱化地域計画」に沿って行われるべきであり、「非常用自家発電設備の設置を進めるとともに、「千葉県庁エコオフィスプラン」に基づき、太陽光発電設備の導入を推進し、蓄電池を併せて設置などすることで非常用電源の確保に取り組みます。」の記載を「千葉県国土強靱化地域計画」に基づき、防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。また、災害時における電力供給遮断に備え、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、非常用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。」と変更してはどうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅰ－１－①－３「半島性を踏まえた防災対策の推進」において、「千葉県国土強靱化地域計画」に基づき、防災拠点となる県有施設における非常用電源の確保に取り組む旨を追記しました。</p>

<p>①-4 津波避難・液状化対策の推進</p> <p>県民や観光客が津波から安全かつ迅速に避難できるよう、市町村の津波ハザードマップの作成等の支援は防災力強化につながると考えられる。一方で、ハザードマップやマイ・タイムラインに対する県民の理解度は十分ではないと思われる。一般社団法人日本損害保険協会では、水災発生時の個人の防災計画作成コンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」や洪水ハザードマップおよび地震ハザードマップに係る副読書「ハザードマップと一緒に読む本」等の学習ツールを作成しているので、県民向けにハザードマップに係る情報提供する際には参考情報として活用願いたい。</p>	<p>県民や観光客が津波から避難するための市町村の津波避難計画支援については、主な取組Ⅰ-1-①-4「津波避難・液状化対策の推進」において記載しています。また、多様な民間事業者等のノウハウを活用した連携については、主な取組Ⅰ-1-①-1「防災連携体制の充実強化」において記載しています。</p>
<p>②-1 災害に強い社会資本の整備</p> <p>「土地区画整理事業等を促進します」という記載があるが、まずは既存の区画整理事業を速やかに進めるべきと考える。特に流山市の運動公園地区などは、未だに終わりが見えない状況にあり、早急に整備を進めるべきである。</p>	<p>運動公園周辺地区については、主な取組Ⅱ-3-③-2「安全・安心で魅力あふれるまちづくり」において記載しております。引き続き事業推進に努めてまいります。</p>
<p>②-2 建築物・宅地の災害対策の推進</p> <p>家具固定を推進していただきたい。特に、東京都消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』では「家具をL型金具などで壁に直接ネジ固定する方法が最も効果が高い」等と記載されているが、賃貸住宅においては、原状回復義務により、実質的にネジによる固定ができない。国土交通省に対して「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の改定を働きかけてほしい。</p> <p>また、即効性のある案として、東京都港区では、区民向け住宅について、家具転倒防止を目的にねじ止め器具で壁等に穴を空けた場合の原状回復義務を免除しており、千葉県でも同等の扱いとしてほしい。</p>	<p>国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については、民間賃貸住宅で起こりうるトラブル防止のため、裁判事例等を参考に原状回復の取扱いをまとめているものになります。</p> <p>また、県営住宅においては、防災の観点での家具固定によるねじ穴等については、原状回復を求めておりません。</p> <p>県としては、引き続き地震の被害を減らす取組を推進してまいります。</p>
<p>②-2 建築物・宅地の災害対策の推進</p> <p>地震後の集合住宅での排水管検査の迅速化を推進してほしい。</p>	<p>誰もが安心して暮らせる災害に強い県土づくりを進めるため、社会資本の整備や耐震化などによる県土の強じん化を図るとともに、減災のためのソフト対策を進め、被害を最小化する取組を推進してまいります。</p> <p>集合住宅での排水管に関連した取組として、県民向けに防災教育の推進を行うこととしており、防災啓発サイト「じぶん防災」やマンション防災のパンフレット等を活用して周知をしています。</p>



<p>②－３ 農林水産業における災害対策等の推進</p> <p>高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病については、季節性のワクチンを接種してはどうか。従事者への接種も基本無料にしてはどうか。</p>	<p>現在、鳥インフルエンザウイルスに有効なワクチンは国内で承認されているものはありません。引き続き、鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策を推進してまいります。</p>
<p>③ 新興感染症等健康危機への対応力強化</p> <p>コロナの症状が出ている人はマスクを着用するようにしてほしい。</p>	<p>本県では、平時から「咳エチケット」として、咳やくしゃみが出る場合にはマスクを着用することを推奨しており、今後も感染症予防に関する啓発等を行ってまいります。</p>
<p>③ 新興感染症等健康危機への対応力強化</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、密閉、密集、密接等を防ぐための技術導入事業を拡充してほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症流行時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の中で、「三つの密」の回避を個人・事業者に求めていました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類感染症に変更されたことに伴い、行政が一律に求めることはなくなりましたが、流行期において、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることは感染防止対策として有効であることが政府から示されています。</p> <p>県として、今後も国から提供される情報等に基づき、ホームページ等で感染対策に関する情報を発信してまいります。</p>
<p>③ 新興感染症等健康危機への対応力強化</p> <p>新型コロナウイルス感染症が感染拡大した際に、緊急事態宣言や外出制限が行われ、結果として経済がとて落ち込んだ。また同様のことが起きた時は、失敗を繰り返さないように事前に対策をしっかりと取っておくべき。</p>	<p>社会・経済環境が目まぐるしく変化する中においても、地域経済を持続的に発展させていけるよう、中小企業の経営基盤の強化に向け、生産性の向上や販路開拓、資金調達の円滑化等、様々な支援を行ってまいります。</p>

政策分野Ⅰ－２ くらしの安全・安心の確保

意見の概要	県の考え方
<p>①－３ 犯罪の徹底検挙と犯罪組織の壊滅</p> <p>千葉県では依然として自動車の盗難事件が多発しており、予断を許さない状況にある。千葉損保会では、千葉県警や千葉県自動車盗難等防止対策協議会と連携して令和７年度も自動車盗難防止の啓発活動を積極的に展開する予定であるとともに、近年急増している金属盗の防止啓発活動も展開する予定であるので、引き続きの協力を検討願いたい。</p>	<p>県では、安全・安心を実感できるくらしの実現に向けて、自動車盗等の重要窃盗犯をはじめとした県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙に努めています。</p> <p>また、犯罪抑止に向けた広報啓発として、ホームページや各種キャンペーンのほか、SNS、テレビ、ラジオや広報紙等、様々な媒体を活用して実施しております。</p> <p>引き続き、県民・事業者・市町村・県警などと連携し、あらゆる広報媒体を活用して犯罪抑止に向けた広報啓発活動を推進してまいります。</p>

<p>①-4 高度化・多様化するサイバー事案への対策強化</p> <p>サイバー犯罪の取締りを行うほか、時機を捉えた情報発信、産学官が連携した中小企業等に対するセミナーの開催等を通じての対策を推進することに賛同する。</p> <p>サイバー攻撃で被害者となった場合には損害額が高額になる恐れがあり、事業の継続のため経済的に備える保険としてサイバー保険について、千葉県内の中小企業等に周知していく必要があると考えている。セミナー等を開催する際には保険の重要性についても情報提供願いたい。</p>	<p>深刻な情勢となっているサイバー空間の脅威に的確に対処し、安全を確保するため、サイバー犯罪の取締りを行うほか、時機を捉えた情報発信、産学官が連携した中小企業等に対するセミナー、児童・教職員等に対する「ネット安全教室」の開催など、県民が被害者とならないための対策を推進してまいります。</p> <p>また、千葉県産業振興センターにおいて、BCPに関するセミナーの開催等を通じて策定に必要な情報提供を行っており、いただいた御意見も参考にしながら、今後も県内中小企業のBCP策定を支援してまいります。</p>
<p>② 「交通安全県ちば」の確立</p> <p>高齢者やこどもの事故防止対策、また自転車のヘルメット着用の促進やながらスマホの禁止、自転車の通行環境の整備等の自転車の安全利用を徹底するための対策を推進することに賛同する。一般社団法人日本損害保険協会では、高齢者向けに反射材付の啓発チラシを作成して啓発活動を展開している。高齢者事故防止に係る啓発活動を実施するには連携を検討願いたい。千葉県内の自転車のヘルメット着用率は全国ワースト2位であり、自転車乗用中の死亡事故も改善が必要な状況にあると認識している。一般社団法人日本損害保険協会・千葉損保会では、今年度、自転車のヘルメット着用率を上昇させるための啓発活動を展開する予定であり、協力願いたい。</p>	<p>高齢者やこどもが交通事故に遭わないための取組や、高齢運転者に交通事故を起こさないための取組を実施するほか、「ヘルメット着用」の促進や「ながらスマホ」の禁止、自転車の通行環境の整備など、自転車の安全利用を更に徹底するための対策を推進してまいります。県民への広報啓発活動は、関係機関・団体と連携して取り組んでいくことが必要不可欠です。</p>
<p>②-1 県民総参加でつくる交通安全の推進</p> <p>SNSを活用した啓発との記載があるが、SNSは使わない方が良く考える。</p>	<p>交通安全運動に係る広報については、各種キャンペーンやホームページのほか、公式SNSやラジオ、広報紙等、様々な媒体を活用して実施しています。</p> <p>今後も、あらゆる世代に向け、多様な広報媒体を活用することで、交通事故の防止を呼び掛け、交通安全を推進してまいります。</p>
<p>②-6 交通安全環境の整備</p> <p>交通事故、特に登下校中の児童を巻き込む車両事故を無くすため、特に都市部の車道における歩道設置のための土地の一部強制接収の政令整備を提案する。歩道には安全柵の設置を義務付け、車道接面家屋の取り壊し並びに建て替えに際しては、当該物件の車道接面75～100cmの接収を法令化するものである。</p>	<p>通学路などの歩道整備については、主な取組I-2-②-6「交通安全環境の整備」において記載しています。</p> <p>公共事業における用地の任意取得が困難な事業については、公共事業の迅速かつ着実な実施を図ることを目的に、土地収用法に基づく、収用手続きの検討に適宜着手するとしており、最終的に収用手続きに着手するか否かについては、事業毎に重要度や緊急性等を勘案の上、総合的に判断を行ってまいります。</p>

<p>③ 安全・安心な消費生活の確保</p> <p>災害発生時には災害に便乗した悪質な業者による住宅修理トラブルが多発するため、千葉県から県民にホームページやSNS等を通じて注意喚起願いたい。</p> <p>一般社団法人日本損害保険協会関東支部では自然災害に備える保険（地震保険・火災保険）の情報提供および悪質な業者による住宅修理トラブルを注意喚起する啓発チラシを作成している。県民への注意喚起の際には本啓発チラシの記載内容を参考願うとともに、事業者団体として消費者教育に協力したい。</p>	<p>災害に便乗した悪質商法については、県ホームページや公式SNS、くらし安全推進課が運営するインターネット・サイト「くらしのおまもり便利帳」などを通じて注意喚起を行っています。</p> <p>貴協会で作成された啓発チラシについては、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>③-2 多様化・複雑化する消費生活に対応した消費者教育の推進</p> <p>成年年齢の引下げを踏まえ、児童・生徒に対する消費生活に対応した消費者教育を推進することは、児童・生徒の人生に役立つと考えられるため賛同する。</p> <p>消費者生活の中で損害保険を活用することは重要であり、一般社団法人日本損害保険協会では、高校生向けの金融教育（損害保険教育）に注力しており、高校生向け教材「明るい未来へTRY!～リスクと備え～」を作成し、家庭科・公民科等の高校の授業で活用いただいている。</p> <p>消費者教育を推進する中で、本教材を活用できるものがあれば情報連携願いたい。</p>	<p>児童・生徒に対する消費者教育については、教育機関と連携するとともに、消費者教育の現場を担当する千葉県消費者センターの見解も交えながら、取組を推進してまいります。</p> <p>貴協会の教材については、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

第Ⅱ項 千葉経済圏の確立と社会資本の整備  
政策分野Ⅱ-1 経済の活性化と更なる飛躍

意見の概要	県の考え方
<p>② 県経済を担う産業の振興と育成</p> <p>MEMS・NEMS（微小電子機械システム）技術を活用した製品の開発・生産・販売を推進してほしい。</p>	<p>県では、産学官等の連携による研究開発の促進に向けた伴走支援や、販路拡大に向けた展示会出展支援、製品開発等の経験を有する相談員によるマーケティング分析・新規取引先の発掘支援など、中小企業の様々な製品開発から販路開拓までを一貫して支援しており、総合計画では、これらの取組を、主な取組Ⅱ-1-②-3「産学官連携等を通じた新産業の振興」に位置付けております。</p> <p>技術革新により新たに考案された製品等についても、これらの取組を活用して支援を行ってまいります。</p>

<p>② 県経済を担う産業の振興と育成 農業用ロボットや医療・福祉用ロボットの開発を推進してほしい。</p>	<p>県では、産学官等の連携による研究開発の促進に向けた伴走支援や、販路拡大に向けた展示会出展支援、製品開発等の経験を有する相談員によるマーケティング分析・新規取引先の発掘支援など、中小企業の様々な製品開発から販路開拓までを一貫して支援しており、総合計画では、これらの取組を、主な取組Ⅱ－１－②－３「産学官連携等を通じた新産業の振興」に位置付けております。</p> <p>特に、医療機器等の開発支援については、県内中小企業に対する医療機器等（ロボットを含む）の開発支援（医療機器等開発支援補助事業など）、及び、介護ロボットの導入推進（千葉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金（介護ロボット導入支援）事業）のほか、専用窓口での相談支援を行っております。</p> <p>また、農業用のロボットにおいては、担い手の減少等に対応するため、農林水産業の生産性向上を図ることは喫緊の課題であることから、国や農業機械メーカー等と協力して、農業用ロボットを含むスマート農業技術の開発を推進し、開発技術の実用化を図ります。</p>
<p>②－２ 再生可能エネルギー産業等の振興 洋上風力発電は再生可能エネルギーの主要電源ではない。</p>	<p>国が策定した第7次エネルギー基本計画において、「洋上風力発電は、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である。」と記載されております。</p> <p>県内では、銚子市沖等において洋上風力発電事業の導入に向けた取組が進められており、引き続き、県としても洋上風力発電の導入を促進してまいります。</p>
<p>②－２ 再生可能エネルギー産業等の振興 銚子市沖の洋上風力発電の着工の見通しが立たないというニュースを見たが、そのような状況下で県は何かやるのか。</p>	<p>国が策定した第7次エネルギー基本計画において、「洋上風力発電は、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である。」と記載されており、県として、太平洋沿岸の沖合における洋上風力発電の導入を促進しているところです。</p> <p>なお、銚子市沖については、発電事業者に対して、事業を完遂していただきたいとの考えを既に伝えております。</p>
<p>②－３ 産学官連携等を通じた新産業の振興 量子科学研究開発機構の開発製品の生産・販売を推進してほしい。</p>	<p>県では、産学官等の連携による研究開発の促進に向けた伴走支援や、販路拡大に向けた展示会出展支援、製品開発等の経験を有する相談員によるマーケティング分析・新規取引先の発掘支援など、中小企業の様々な製品開発から販路開拓までを一貫して支援しており、総合計画では、これらの取組を、主な取組Ⅱ－１－②－３「産学官連携等を通じた新産業の振興」に位置付けております。</p> <p>技術革新により新たに考案された製品等についても、これらの取組を活用して支援を行ってまいります。</p>

<p>③ 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成と地域づくり</p> <p>「空港の特徴や強みを生かせる産業」について、地域未来投資促進法を活用した規制緩和の対象となる産業を拡大して、まちづくりの活性化や脱炭素につなげることが望ましいと考えており、空港の特徴や強みを生かせる産業として、「機内食」「クリーニング」等の業種を追加してほしい。</p>	<p>地域未来投資促進法に基づき策定した成田新産業特別促進区域基本計画における「集積を目指す産業」は、成田空港を核とした国際的な産業拠点を形成するために設定されたものであり、物流をはじめとした6分野についての取組を進めてまいります。</p> <p>成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成に向けて、成田空港の特徴や強みを生かせる産業の追加については、必要に応じて検討してまいります。</p>
<p>③-1 国際的な産業拠点やくらしの受け皿となるエアポートシティの形成</p> <p>成田空港及びエアポートシティの整備に当たり、成田空港会社や民間企業等が県や周辺自治体と連携してカーボンニュートラルを目指したまちづくりを総合的に検討していくことを計画に明記してほしい。</p>	<p>県では、本年6月にNRT（ナリタ）エリアデザインセンターにおいて公表した「成田空港『エアポートシティ』構想」を議論の出発点として、国・空港周辺市町及びNAA等と連携しながら、エアポートシティの実現に向けた取組を進めているところです。</p> <p>本構想では、ビジョン実現のためのアプローチとしてカーボンニュートラルが記載されています。6月の公表を受けて、総合計画の原案に本構想に関する記載を盛り込んだところです。</p>
<p>③-3 成田空港及び周辺地域への交通アクセスの充実・強化</p> <p>現状、千葉県の主要エリアの湾岸地域と成田空港の交通アクセス面での連携が無いように思われる。京葉線・総武線の接続や、湾岸地域が成田に近いというメリットを活かせる施策が必要と考える。</p>	<p>主な取組Ⅱ-3-①-1「ちばの活力を高める公共交通ネットワークの形成」において、本県関連路線について、地元自治体等と連携して整備を促進して行く旨を記載しています。</p>

政策分野Ⅱ-2 稼げる農林水産業の推進

意見の概要	県の考え方
<p>② 農林水産業の成長力の強化</p> <p>千葉県の特産であるソーラーシェアリング対応資機材の開発・生産・販売を推進してほしい。</p>	<p>営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングについて、発電と適切な営農の両立が図られるよう、国の助成制度の情報提供等を通じ、地域における取組を支援してまいります。</p> <p>また、県では、産学官等の連携による研究開発の促進に向けた伴走支援や、販路拡大に向けた展示会出展支援、製品開発等の経験を有する相談員によるマーケティング分析・新規取引先の発掘支援など、中小企業のような製品開発から販路開拓までを一貫して支援しており、総合計画では、これらの取組を主な取組Ⅱ-1-②-3「産学官連携等を通じた新産業の振興」に位置付けています。</p> <p>技術革新により新たに考案された製品等についても、これらの取組を活用して支援を行ってまいります。</p>
<p>②-5 水産資源の管理と維持・増大</p> <p>ドローン等を活用し、貝の違法な乱獲等の漁業取締りを強化してほしい。</p>	<p>様々な手法を検討し、漁業取締りの強化を図ってまいります。</p>

<p>③-1 戦略的な販売促進とブランディングの強化</p> <p>他県の人から千葉の名産はピーナッツとしか言われない。もっとイメージの良い名産を売り出してほしい。</p>	<p>県では、県産農林水産物全体のイメージアップに繋がる品目を核とした重点プロモーションを実施しています。差別化が可能で消費者に訴求しやすい品目として、日本なしやさつまいもなどを選定し、集中的なプロモーションを展開することにより、「おいしい千葉の農林水産物」としてのイメージアップを図っています。</p>
--	--

政策分野Ⅱ-3 社会資本の充実とまちづくり

意見の概要	県の考え方
<p>① 半島性を克服する交通ネットワークの強化</p> <p>アクアラインの交通需要の増加に対する取組について記載しているが、今後、交通需要は減っていくのではないかと。また、圏央道、北千葉道路、富津館山道路についても、同様に需要が減るのではないかと。</p>	<p>アクアラインでは慢性的な交通渋滞が発生しており、平成20年の料金引き下げ前と比較して交通量は増加しています。さらに、今後の成田空港の機能拡張や圏央道の全線開通などを踏まえ、交通需要の増加に対応するための取組が必要です。</p> <p>また、第2編第2章第3節「県づくりの方向性」に記載のとおり、今後の県の国際競争力の強化を図るためには、アクアラインや圏央道、北千葉道路、富津館山道路をはじめとした広域道路ネットワークの整備は必要であると考えています。</p> <p>さらに、能登半島地震の教訓を踏まえ、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するため、道路ネットワークの整備や機能強化を進めることが重要であると考えています。</p>
<p>① 半島性を克服する交通ネットワークの強化</p> <p>公共の交通手段の改善を検討してほしい。</p>	<p>地域に不可欠な地域公共交通を維持・確保するため、市町村や交通事業者など関係機関と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。</p>
<p>① 半島性を克服する交通ネットワークの強化</p> <p>リニア中央新幹線を品川駅から千葉駅を経由して成田空港まで延伸させるよう検討してほしい。</p>	<p>成田空港への鉄道アクセスの充実については、主な取組Ⅱ-1-③-3「成田空港及び周辺地域への交通アクセスの充実・強化」において記載しています。</p>
<p>① 半島性を克服する交通ネットワークの強化</p> <p>総武線と京葉線の直結構想で、総武本線の東千葉駅車両留置場と京葉線の旧千葉貨物ターミナルを結ぶルートを検討してほしい。</p> <p>総武本線と京葉線をつなぐことで、成田空港から千葉—海浜幕張—舞浜を経由して羽田空港に至る快速や特急電車を走らせることができる。</p>	<p>成田空港の鉄道アクセスの充実については、主な取組Ⅱ-1-③-3「成田空港及び周辺地域への交通アクセスの充実・強化」において記載しています。</p> <p>なお、県では、毎年、市町村等とで構成する千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じて、県内と都心とのアクセス向上を含めたJR線の利便性向上や安全対策の徹底について、JR東日本及び国土交通省に対して要望活動を行っております。</p> <p>いただいた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き、鉄道事業者や国に対して、利便性向上や安全対策の徹底について、働きかけてまいります。</p>

<p>①－１ ちばの活力を高める公共交通ネットワークの形成</p> <p>総武快速線の山手貨物線の大崎以遠への乗り入れをＪＲ東日本と国土交通省に強く要求してほしい。</p>	<p>県では、毎年、市町村等とで構成する千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟を通じて、県内と都心とのアクセス向上を含めたＪＲ線の利便性向上や安全対策の徹底について、ＪＲ東日本及び国土交通省に対して要望活動を行っております。</p> <p>いただいた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き、鉄道事業者や国に対して、利便性向上や安全対策の徹底について、働きかけてまいります。</p>
<p>①－２ 時代の変化に応じた地域公共交通の維持・確保とリ・デザインの推進</p> <p>いすみ鉄道について、素案には県が支援するという記載がないが、地元学生の通学手段でもあるので早期運行再開に向けて支援すべき。</p>	<p>いすみ鉄道を含む「地域鉄道」への支援については、主な取組Ⅱ－３－①－２「時代の変化に応じた地域公共交通の維持・確保とリ・デザインの推進」において、記載しています。</p> <p>また、具体的な事業として「いすみ鉄道に対する支援」を記載しました。</p>
<p>①－２ 時代の変化に応じた地域公共交通の維持・確保とリ・デザインの推進</p> <p>いすみ鉄道の経営改善策として、英語カラオケ車両の整備、車両のセール・リースバックによる資金創出、隣接他社（小湊鉄道、銚子電鉄）との合弁事業化、MLFの起動・駆動用電力発電のための燃料への採用等を提案する。また、列車停車時に、船舶寄港時に行うHR Iを列車から近隣企業、市町村に提供することで、炭素削減（50%）や追加事業収入につながると考える。突き詰めればHR I専用機関車を製作し、専従することもできる。</p>	<p>現在、いすみ鉄道は、令和６年１０月に発生した脱線事故からの復旧に取り組んでいるところです。</p> <p>復旧後の経営改善策については、今回いただいた御意見を含め、今後、様々な御意見を踏まえながら、しっかりと検討するよう、いすみ鉄道に共有させていただきました。</p>
<p>①－３ 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用</p> <p>交流や連携・防災力の強化のため、館山・鴨川・勝浦・大原の外房地域を結ぶ高規格道路の整備は必要であり、国へ働きかけて実現してほしい。</p> <p>能登半島地震による道路の被害と同様の被害は外房地域でも起きると想定され、高規格道路の整備について、スピード感を持って検討を進め、大規模災害に備えて早々に着手し、実現してほしい。</p>	<p>主な取組Ⅱ－３－①－３「交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用」に記載のとおり、外房地域を結ぶ高規格道路については、県としても整備、検討を進めてまいります。</p> <p>引き続き、予算の確保について国に対して働きかけてまいります。</p>
<p>①－３ 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用</p> <p>内房線と外房線を今後守っていくために、東京湾口道路（三浦房総連絡道路）に鉄道の併設を検討してほしい。</p>	<p>東京湾を横断する鉄道の実現は、地域活性化や人口増加等といった効果をもたらすことが期待されますが、新たな橋脚やトンネル等の整備に非常に多額の事業費が見込まれるなど実現に向けては大きな課題があります。</p> <p>県としましては、沿線の自治体と連携し、既存の鉄道の利便性や安全性の向上に取り組んでまいります。</p>

<p>①-4 港湾の整備・振興</p> <p>HR I (Harbor Repowering Initiative) 手法とは、船舶の燃料を使って、ディーゼル発電機により発電する電力を船舶への使用に留めず、陸上の発電所・配電所に供給するものであり、低炭素燃料を使って発電し、陸上に逆給電することで、陸上地域全体の発電の低炭素化を実現するものである。</p> <p>HR I 手法を技術的に確立し、政府機関・国際機関に登録できれば、炭素削減を謳うことが可能であり、国際条約にのっとったカーボンクレジットの取得・活用が可能となる。</p> <p>HR I を実行することで、千葉港寄港船はビジネスとして実収入が入り、更なる成果を産み出せると考える。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>①-4 港湾の整備・振興</p> <p>現在千葉中央ふ頭で計画されている他にも、新たなふ頭整備が必要と考える。土地が埋まっているように見え、新たな需要に対応できないほか、客船の受け入れができないように見受けられる。例えばディズニークルーズの東京港のみの発着は、千葉県としては機会損失になっていると考える。</p>	<p>港湾整備にあたっては、今後の社会情勢を踏まえて、港湾利用者や関係機関等の御意見を伺いながら、将来を見据えた上で、施設の計画を立てて実施しているところであり、新たな需要等の対応については、必要に応じて検討してまいります。</p>
<p>③-1 次世代に向けたまちづくりの推進</p> <p>人口減少が進む中で、ぽつんと一軒家ばかり残っていたら、道路・電気・水道などの維持費用ばかりかかってしまう。無駄な支出を減らすためにも、町や村の中心への集住を強く進めるべき。</p>	<p>人口減少・少子高齢化に対応するため、コンパクトで持続可能なまちづくりを市町村が進められるよう支援することは重要と考えており、主な取組Ⅱ-3-③-1「次世代に向けたまちづくりの推進」において、記載しています。</p>
<p>③-2 安全・安心で魅力あふれるまちづくり</p> <p>「都市軸道路」という記載があるが、喫緊の課題は都市軸道路の利根川橋梁の新設であり、それを明確にしてほしい。</p>	<p>都市軸道路の全体の整備を進めることが県北西部のまちづくりに寄与すると考えられます。</p> <p>御意見いただいた、喫緊の課題である都市軸道路利根川橋梁(仮称)については、主な取組Ⅱ-3-①-3「交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用」において、整備を推進することを記載しています。</p>

### 第Ⅲ項 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

#### 政策分野Ⅲ-1 医療提供体制の充実と健康寿命の延伸

意見の概要	県の考え方
<p>① 増大する医療需要への対応</p> <p>セラノスティクス（診断と治療の一体化）医療の拡充をしてほしい。</p>	<p>医療水準向上のため、特定の部位においてがん診療連携拠点病院に準じる病院を「千葉県がん診療連携協力病院」として指定しています。また、どこに住んでいても質の高い医療が受けられるよう、国が定めた整備指針を満たす施設を「がん診療連携拠点病院」として指定し、患者への相談支援や情報提供等も実施しています。引き続き整備・機能の強化に向け取り組みます。</p> <p>その他、がん診療体制の充実を図るため、がん診療連携拠点病院等が行う施設及び設備の整備に要する費用の一部を助成しています。</p>



<p>① 増大する医療需要への対応 千葉県の一・五疾患を撲滅するための対応や認知症対策を拡充してほしい。</p>	<p>がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の発症予防及び重症化予防のため、「健康ちば21（第3次）」も踏まえながら、個人のみでなく、生活背景である家庭・職場・地域にも視点を置いた生活習慣病対策を推進し、地域の特性に応じた健康づくり施策を支援するとともに、重症化の予防対策を進めています。</p> <p>がんによる死亡率を減少させるため、がん検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療を推進すると共に、がんに関する正しい知識の普及啓発（ちばがんナビ、ピンクリボンキャンペーン、がん予防展等）を図る等の対応を継続していく予定です。</p> <p>認知症は誰もがなりうることから、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深め、周囲や地域の方々の協力を得ながら支援を行っていく体制づくりが重要です。</p> <p>そのため、市町村等と連携して、認知症を正しく知ってもらうための普及啓発や、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等への認知症対応力向上研修の実施、医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営、相談支援体制の充実など、認知症の方やその家族を支える地域支援体制の構築に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>① 増大する医療需要への対応 プレホスピタルケア（病院前救護）の導入を拡充してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>①-4 医療分野のデジタル化の推進 スマート治療室やスマートリハビリ室、在宅医療向け医療機器の開発・生産・販売を推進してほしい。</p>	<p>令和6年3月に策定した千葉県保健医療計画に新たな項目として「医療分野のデジタル化」を追加し、限られた医療資源の中で県民に質の高い医療サービスを提供し続けていくためには、ICTを活用した医療分野のデジタル化を進めていくことが重要と認識しています。</p> <p>県では、産学官等の連携による研究開発の促進に向けた伴走支援や、販路拡大に向けた展示会出展支援、製品開発等の経験を有する相談員によるマーケティング分析・新規取引先の発掘支援など、中小企業の様々な製品開発から販路開拓までを一貫して支援しており、主な取組Ⅱ-1-②-3「産学官連携等を通じた新産業の振興」に位置付けております。</p> <p>特に、医療機器等の開発支援については、県内中小企業に対する医療機器等の開発支援（医療機器等開発支援補助事業など）を行っております。</p>

<p>①－９ 県立保健医療大学の機能強化          県立保健医療大学について、現状の２つのキャンパスを統合する場合、交通の便が良く先端技術が集う地域である幕張の方が、若者には魅力的に感じる。通学生目線に立ち、幕張キャンパスでの統合を支持する。</p>	<p>令和６年度に実施した「保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業」で取りまとめた報告書を踏まえ、機能強化の基本的事項（学部等の構成、定員、立地、運営主体等）について、今秋を目途に決定することとしており、いただいた御意見は今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>②－２ 生活習慣病の発症予防と重症化防止対策の推進          喫煙に関する記載について、他とレベル感があっておらず、全体的に意図が分かりにくくなっている。千葉県においてニコチン依存症に関する禁煙治療を実施されているが、今後も継続するのであれば追記をした方がより分かりやすくなる。          公共施設においては喫煙所を撤去し、敷地内禁煙とすることで受動喫煙への対策が行われているが、駅前やベビールーム等のこどもや子育てをする方が利用する場所に喫煙所を設置しない等の取組の記載があれば、企業も行動がしやすくなる。これらの具体策を総合計画に記載することで、たばこ対策の概要が分かりやすくなり、県民や企業が行動しやすくなるので、追記すべき。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅲ－１－②－２「生活習慣病の発症予防と重症化予防対策の推進」において、喫煙に関する県の取組等を記載しました。引き続き、啓発物の作成・配布等を行い、受動喫煙防止対策を含むたばこ対策の一層の推進を図ります。</p>
<p>②－３ 総合的ながん対策の推進          「がん治療技術の進歩」と記載があるが、糖分を取らないなどもあるのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、情報の把握に努めてまいります。</p>

政策分野Ⅲ－２ 高齢者福祉と障害者福祉の充実

意見の概要	県の考え方
<p>① 高齢者福祉の充実          千葉県の高齢者の人口割合は１都３県の中で最も高く、認知症にならないように予防することが重要であり、認知症の予防対策を講じる旨を総合計画に追記してほしい。          施策項目Ⅲ－２－①「高齢者福祉の充実」【現状と課題】の「さらに、令和１２年（２０３０年）には、高齢者の４．５人に１人が認知症になることが込まれており、」の後に、「認知症の予防に努めるとともに」と追記してほしい。また、同項目の主な取組にも認知症予防に関して追記してほしい。          また、具体的な施策の展開においては、高齢者向け料理教室、パラスポーツの推進等、高齢者の社会参加を促す具体的な計画を織り込んでほしい。</p>	<p>国が定めた「認知症施策推進大綱」においては、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくとしており、いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅲ－２－①「高齢者福祉の充実」の【現状と課題】に認知症の予防に努める旨追記しました。          なお、認知症対策の取組としては、主な取組Ⅲ－２－①－８「認知症の人や家族などに対する総合的な支援の推進」に記載のとおり、認知症予防を含め、認知症の人や家族に対する総合的な支援を推進していくこととしております。</p>

<p>②-4 障害のあるこどもの療育支援体制の充実</p> <p>医療的ケア児が地域の学校で安心して学び続けられるよう、「医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にノンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。」の後に「学校現場においても、医療的ケア児や支援が必要な児童生徒が安心して学ぶことができるよう、看護師や支援員を計画的に配置する体制の整備を進めます。」を追記してはどうか。</p> <p>医療的ケア児も他のこどもと同じように地域の学校で学ぶことを望んでおり、その権利を保障するためには、医療的支援体制の構築が急務である。</p>	<p>県教育委員会では、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んでおります。市町村教育委員会とも連携し、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実と支援体制の整備に努めてまいります。</p>
--	---

第IV項 こども・若者の可能性を広げる千葉の確立

政策分野IV-1 こども・若者施策の充実

意見の概要	県の考え方
<p>民間と連携した場合、そのリスクについても県は対策を講じると推察されるが、県と連携できない民間団体はその質の低さから、親子が被害者となるような不祥事が起こしてしまう可能性がある。また、教職員の不祥事等も起こり得ることであり、相談支援だけでなく、仲介や救済するための制度が必要だと考える。オンブズパーソン（こどもコミッショナー）のようなパリ原則に基づくこどもの救済機関（設置検討委員会や計画等を含む）の設置について、記載してほしい。</p>	<p>こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置については、いくつかの自治体において取組が行われていると承知しています。こどもの人権を保障し、権利の侵害からこどもを守り救済する取組については、国の動向や先行自治体の取組を注視しながら、方向性を検討してまいります。</p> <p>また、県教育委員会では、県立学校等に関する問い合わせにワンストップで対応する統一ダイヤルを用意するとともに、専門家等との連携が必要な事案については、専属で対応する職員を配置し、早期対応・問題解決を図っています。引き続き、児童生徒・保護者等に対し各種相談機関等の周知に努めてまいります。</p>
<p>①-1 こども・若者の権利尊重と社会参画の促進</p> <p>こどもの権利擁護については、施策項目IV-1-①「こども・若者の健やかな成長への支援」の主な取組IV-1-①-1「こども・若者の権利尊重と社会参画の促進」に記載されているが、青少年の健全育成と同等レベルの施策項目として取り上げるべきと考える。</p>	<p>こども・若者の権利尊重と社会参画の促進は、重要な項目と考えており、主な取組IV-1-①-1「こども・若者の権利尊重と社会参画の促進」に記載しています。いただいた御意見を踏まえて取組を進めてまいります。</p>
<p>①-5 困難を抱えるこども・若者の支援</p> <p>困難を抱えるこども・若者への支援をより実効性のあるものとするために、児童生徒の状況に応じた切れ目のない支援が提供されるよう、支援体制の一層工夫してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組IV-1-①-5「困難を抱えるこども・若者の支援」において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材活用のほか、福祉部局などの関係機関との連携について追記しました。</p> <p>引き続き、困難を抱えるこども・若者へのきめ細かい相談支援体制の構築に取り組んでまいります。</p>

<p>①-5 困難を抱えるこども・若者の支援      困難を抱えるこども・若者への支援を実効性のあるものとするために、「福祉と教育が連携して、高等学校内に気軽に相談できる居場所の設置を進め、困難を抱えるこども・若者が福祉的な支援につながることを後押しします。」の後に「あわせて、児童生徒の状況に応じた切れ目のない支援が提供されるように努めます。」と追加してはどうか。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいることで、迅速かつ丁寧な対応ができたと聞くが、勤務日数や時間が限られていることから継続的な支援が難しいこと、スクールロイヤーは制度として知られていないこと、活用方法が明確でないことが課題である。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ-1-①-5「困難を抱えるこども・若者の支援」において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材活用のほか、福祉部局などの関係機関との連携について追記しました。引き続き、きめ細かい相談支援体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>また、スクールロイヤー事業においては、こどもの最善の利益を図り、その安全と福祉を実現することを目的に、学校に対して法的側面を踏まえた助言等を行っています。</p> <p>これまで相談があがった学校に対しては、翌日には法律相談につなぎ助言を得られているため、今後も各種研修会などで、法律相談を事案対応の初期段階で活用する有効性を周知してまいります。</p>
<p>①-5 困難を抱えるこども・若者の支援      困難を抱えるこども・若者への支援を実効性のあるものとするために、「福祉と教育が連携して、高等学校内に気軽に相談できる居場所の設置を進め、困難を抱えるこども・若者が福祉的な支援につながることを後押しします。」の後に「あわせて、関係機関と連携し、こどもの実態に応じた迅速な対応に努めます。」と追記してはどうか。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職との連携は必要不可欠である。しかし、スクールロイヤーについては、制度が十分に知られておらず、活用方法が明確でないといった課題がある。このため、福祉と教育の連携を強化することが必要である。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ-1-①-5「困難を抱えるこども・若者の支援」において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材活用のほか、福祉部局などの関係機関との連携について追記しました。引き続き、きめ細かい相談支援体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>また、スクールロイヤー事業はこどもの最善の利益を図り、その安全と福祉を実現することを目的に、学校に対して法的側面を踏まえた助言等を行っています。</p> <p>これまで相談があがった学校に対しては、翌日には、法律相談につなぎ助言を得られているため、今後も各種研修会などで、法律相談を事案対応の初期段階で活用する有効性を周知してまいります。</p>
<p>①-5 困難を抱えるこども・若者の支援      「また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談や研修等の充実により、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。」の後に、「あわせて、学校現場で実際に発生している案件に対して、スクールロイヤーが迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。」を追記してはどうか。</p> <p>保護者による不当な扱いから法的にも守られているという安心感が、日頃の教育活動に専念できる環境にもつながると考える。</p>	<p>保護者の過剰とも思われる要求が増加している中で、学校が法に則った対応を毅然とできるよう、学校からの相談を要望する際の手続きは簡略化しており、申請後翌日には法律相談に繋ぎ助言を得られる体制を整えています。いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ-1-①-5「困難を抱えるこども・若者の支援」において、弁護士相談を迅速に行うことができる体制の構築について追記しました。</p> <p>今後も各種研修会などで、法律相談を事案対応の初期段階で活用する有効性を周知してまいります。</p>

<p>②-2 保育人材等の確保と資質の向上</p> <p>例えば、不登校の生徒への対応に知見のある放課後児童クラブや学童は、開設時間を前倒しすることで、不登校の小学生の居場所になると考えられ、積極的に開放する余地があるのではないかと。</p> <p>県が各学校を校内教育支援センターとして、より利活用する場合はともかく、交通弱者となっている不登校の小学生の地域の居場所として、利用者にとって安価で質も高く安全性を担保した上で、放課後児童クラブ等の機能を拡充してほしい。</p>	<p>不登校の生徒を含め、様々な事情を抱えるこどもの居場所を確保することは重要であり、主な取組IV-2-①-4「多様なニーズに対応した教育の推進」において、市町村教育委員会やフリースクールなど民間団体との連携を密にしながら、学びの多様な化学校の設置に向けた検討やオンライン授業配信など個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実に努める旨記載しています。</p> <p>こども家庭庁の放課後児童クラブ運営指針では、放課後児童クラブにおいて社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うこと等が明記されており、放課後児童支援員等や保護者、関係機関等が連携し、育成支援に努めることが求められています。</p> <p>引き続き、保護者の就労形態やこどもの状況に寄り添った子育て支援サービスの充実に努めてまいります。</p>
--	---

政策分野IV-2 教育施策の充実

意見の概要	県の考え方
<p>教職員改革等に限らず、県だけでこども・若者施策を行うには国の規制や国の財源不足等で制度的限界がある施策もあると思料する。</p> <p>国の制度の問題点を把握・抽出し、県から国への政策提言することについて、総合計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>教育に関する施策を総合的に策定し、実施することは国の責務であることから、引き続き国に対して積極的に政策の提言・要望等をしてまいります。</p> <p>また、全国一律で行う施策については、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置することを、全国知事会等を通じて、国へ要望しているところです。</p>
<p>こども・若者施策について、民間団体との連携が総合計画の各所に記載されている。県が公的に連携・認可・公金補助する民間団体について、県独自の連携基準や質・安全性に関する基準が設けられていない福祉・教育の分野において、基準を設けることを記載してほしい。</p>	<p>県と民間団体との公的な連携・認可・公金補助に当たっては、それぞれ個別の事案において、それぞれの趣旨及び対象となる民間団体の現在の活動状況や過去の実績等を踏まえ、適切に判断・対応してまいります。</p>

<p>① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり</p> <p>「取組の基本方向」に、「加えて、不登校児童生徒の…日本語指導体制の強化」という記載があるが、LGBT理解増進法という法根拠があるので、県として性的少数者のこどもも支援対象として考えているのであれば、明確に文言で入れたほうが良いと考える。主な取組V-1-①-3「性的マイノリティの生きづらさの解消」に記載があることは承知しているが、強調する意味で記載してはどうか。</p> <p>文言を仮に入れる場合、主な取組IV-2-①-2「安全・安心で魅力ある学校づくり」等で、「トイレの洋式化」に限らず障害対応型の誰でもトイレ増設等の問題など、全体を検討して配慮が必要な記載が増える可能性があると思われる。</p>	<p>一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現に向けて、互いに多様性を認め合い、他者を思いやることのできる学校風土の醸成に取り組んでいるところです。引き続き、児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、性の多様性を認め合う意識の醸成を図るとともに、発達段階や心情等を十分考慮し、状況に応じた柔軟な対応に努めます。</p>
<p>① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり</p> <p>「私立学校の経営の健全性を高め」という表現は、憲法が保障する私教育の自由に県が介入するイメージを与えるのではないか。</p> <p>経営を健全化させるのは、民間経営者の仕事である。また、私立学校法に基づいて、法令に基づく行政の指導等に従わない場合の勧告や解散命令権が行政にあるのことは理解しているが、県民に誤解を与えかねない表現である。</p>	<p>一義的には、御意見のとおり、私立学校の経営健全化は、各私立学校で取り組むこととなります。</p> <p>一方で県としては、私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、私立学校の経営の健全性を高めるため、私学助成の充実に取り組んでおります。</p>
<p>① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり</p> <p>相談室に気軽に来られない不登校や長期病欠、障害のある生徒も相談ができるよう、LINEやメール等インターネットを活用した相談を充実してはどうか。また、相談の予約がなく空いている時間をリアルタイムでない相談への回答に当てたり、ピア・サポートしたい生徒を集め、合同部活動として生徒が相談への対応をしたり等運営システムの改善・相談施策の改良の検討をしてはどうか。</p> <p>こどもや若者の相談支援については、第IV項に記載されているが、相談・救済の独立した項目をつくり、項目のレベルを上げて県の重点施策として記載してはどうか。</p>	<p>県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの計画的な配置や、小学校4年生から高校生までを対象としたSNSを活用した相談窓口の設置など、相談体制の充実に努めており、引き続き、福祉部門等と連携して相談機能の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、ライトハウスちばでは、来所や電話ができない相談者を対象としたオンライン相談や平日に相談できない相談者への休日対応等を行っており、今後も困難を抱えるこども・若者への相談体制の充実に努めてまいります。</p> <p>複数の施策項目の主な取組等に、繰り返しこども・若者への相談支援の取組を位置付けることで、その重要性が伝わる記載になっていると考えます。</p>

<p>①－１ 優れた教員の確保と教育の質の向上</p> <p>「教員という職業の魅力ややりがいをプロモーションするとともに、教員採用選考の改善等を進め、大学等と教員の養成段階から連携し、教員採用選考の志願者の確保に努めます。」の後に、「あわせて、教員採用選考合格者を対象とした「採用前サポート」に取り組み、教職の魅力発信と安心して働ける環境づくりを進めていきます。」と追記してはどうか。</p> <p>千葉県では、昨年度から採用前サポートが始まっており、千葉県の教員育成・支援の姿勢を対外的に示すものであり、教職志望者に安心感を与える材料にもなることから、計画本文に明記してほしい。</p>	<p>県教育委員会では、教員の養成段階から関わって教員の採用業務を行っており、「採用前サポート」についても教員養成の一環として実施しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ－２－①－１「優れた教員の確保と教育の質の向上」に、教員になることへの不安を減らし、安心して働けるようサポートを行っていく旨追記しました。</p>
<p>①－１ 優れた教員の確保と教育の質の向上</p> <p>「教員という職業の魅力ややりがいをプロモーションするとともに、教員採用選考の改善等を進め、大学等と教員の養成段階から連携し、教員採用選考の志願者の確保に努めます。」の後に、「あわせて、教員採用選考合格者を対象とした「採用前座談会」に取り組み、安心して働ける環境づくりを進め、４月からの仕事始めに向けて少しでも不安が解消されるように努めます。」と追記してはどうか。</p> <p>学校現場で働き始める前に不安を軽減する取組の一つとして「採用前座談会」を実施することで、千葉県の教員育成・支援の姿勢を対外的に示すことができ、教職志望者に安心感を与える材料にもなる。</p>	<p>県教育委員会では、教員の養成段階から関わって教員の採用業務を行っており、「採用前座談会」についても、教員養成の一環として行っています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ－２－①－１「優れた教員の確保と教育の質の向上」に、教員になることへの不安を減らし、安心して働けるようサポートを行っていく旨追記しました。</p>
<p>①－１ 優れた教員の確保と教育の質の向上</p> <p>「教員という職業の魅力ややりがいをプロモーションするとともに、教員採用選考の改善等を進め、大学等と教員の養成段階から連携し、教員採用選考の志願者の確保に努めます。」の後に、「さらに、労働環境の改善や研修制度の充実に着手していきます。」を追記してはどうか。</p> <p>教員の人材確保は喫緊の課題であり、優れた教員を確保するためには、労働環境の改善や教員の負担軽減に取り組むことが不可欠である。</p>	<p>県教育委員会では、採用前サポートコンテンツの提供や不安解消相談窓口の設置などの取組を進めることで、優れた教員の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ－２－①－１「優れた教員の確保と教育の質の向上」に、教員になることへの不安を減らし、安心して働けるようサポートを行っていく旨追記しました。</p> <p>引き続き、労働環境の改善や教員の負担軽減等を通じて教員人材確保に取り組んでまいります。</p>

<p>①－１ 優れた教員の確保と教育の質の向上</p> <p>「教員という職業の魅力ややりがいをプロモーションするとともに、教員採用選考の改善等を進め、大学等と教員の養成段階から連携し、教員採用選考の志願者の確保に努めます。」の後に、「あわせて、現役の教員が安心して働ける環境づくりを進めていきます。」と追記してはどうか。</p> <p>近年の教員不足や志願者数の減少は大きな課題であり、魅力の発信やプロモーションが必要なことは理解できる。しかし、教職の道へ進むことを考える学生がもっとも注目するのは教員として働く方々の姿と声であり、現役の教員が魅力の薄れを感じていたら、宣伝活動をしていても効果は薄いと考える。</p>	<p>県教育委員会では、教員採用選考説明会等で教員の魅力ややりがいを積極的に発信しているところであり、プロモーション活動にも力を入れているところです。説明会等では、現場の生の声を盛り込み、魅力ややりがいとともに、課題についても、取り組んでいる内容を伝え、千葉の教育の課題克服について考える機会にしたいと考えています。</p> <p>また、「質の高い教員確保」に向けては、教員が安心して働ける環境を整備することは重要です。そのために、「教職員の働き方改革」を進め、「チーム学校」としての共同性を高めるとともに、教職員の業務の見直しや意識改革、校務のDXを進めること等を通して、教職員が安心して働ける環境を整備してまいります。</p>
<p>①－１ 優れた教員の確保と教育の質の向上</p> <p>学校現場のICT環境の整備は、教職員の業務負担軽減と教育の質の向上の両立に直結するものであることから、「教職員の業務内容の見直しや意識改革、校務のDXを進め、教職員がやりがいをもって働くことのできる職場環境を整備します。」の後に、「校務DXの活用を推進するための研修の充実やICT支援員の増員・常駐体制の整備を進め、教職員が円滑にデジタル技術を活用できる職場環境を整備します。」を追記してほしい。</p>	<p>県教育委員会としても、校務DXの活用を推進するための研修の充実や人材の配置等、教職員が円滑にデジタル技術を活用できる職場環境づくりは重要と考えており、教職員の業務内容の見直しや意識改革を進めるとともに、校務のDXを進め、教職員がやりがいをもって働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。</p> <p>なお、研修の充実については、校務のDXを進める上でも不可欠なことであるため、校務のDXを進める取組に含まれています。また、ICT支援員の増員等については、学校を支える外部人材の活用などによる「チーム学校づくり」を進める上での貴重な御意見として承ります。</p>
<p>①－２ 安全安心で魅力ある学校づくり</p> <p>「各学校においては、専科指導や少人数指導など多様な指導方法により、きめ細かな指導を推進します。特に小学校においては、専門的な教科指導の充実を図るため専科教員の配置を進めます。」の後に「特に小学校においては、学校の規模にかかわらず専門的な教科指導の充実を図るため専科教員を全ての小学校への配置を進めます。」を追加してはどうか。</p> <p>教員の業務改善には、専科教員の配置が有効であるが、専科教員の配置には学校間格差がある。担任の負担が大きい教科への専科教員の配置を全小学校で進めることは非常に重要である。</p>	<p>専科指導や少人数学級を推進するためには、更なる教員の定数増が必要であることから、今後も引き続き国に要望してまいります。</p>



<p>①－３ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進</p> <p>「また、様々な障害を理解し、児童生徒個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われるよう、研修などにより教員の専門性の向上を図ります。」の後に、「あわせて、通常の学級に在籍する児童・生徒に対しても、必要に応じて支援員を十分に配置し、教員が個別の教育的ニーズに対応できる体制を整備します。」を追加してはどうか。</p> <p>現在、特別な支援を要する児童・生徒が通常学級で学ぶ割合は高く、支援員の数が不足していることから、必要な支援が十分に行き届かない状況が続いている。その結果、教員の負担が増すだけでなく、支援が必要な子どもたちの安心感や学びの質も損なわれかねない。</p>	<p>県教育委員会では、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んでおり、いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ－２－①－３「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」において、外部人材の配置を推進する旨追記しました。</p> <p>市町村教育委員会とも連携し、各学校における特別支援教育の指導・支援体制の充実、教職員の指導力向上を図り、学校を支える外部人材の配置を推進するとともに、研修などにより教員の専門性の向上を図ります。</p>
<p>①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>「フリースクールなど民間団体」という記載があるが、「不登校の子どもを支援する民間団体」という表現の方が良いと考える。</p> <p>学童や子ども食堂、学習塾なども不登校の子どもを受け入れ、支援しているという実情を鑑みると、フリースクールの定義を「不登校の子どもを支援する民間団体」とした場合、不登校の子を主として受け入れているフリースクールより対象団体が増える。それでは県の支援・連携対象が増えるため困るということであれば、その点も踏まえて、県としてフリースクールの定義を定め、県なりの民間不登校支援の質・安全性の連携基準の設定を検討いただきたい。</p> <p>また、子どもの権利に基づいて、いじめ被害者や不登校、障害、長期の病欠者、外国籍（日本国籍でも母語が話せない子も含む）、性的少数者等に対し、特別な配慮を行った高校選抜などの総合的・抜本的改善も県の裁量で出来ると思われるので、計画に記載いただきたい。</p>	<p>主な取組Ⅳ－２－①－４「多様なニーズに対応した教育の推進」の「不登校への対応では、～支援の充実を図ります。」の記載は、不登校の子どもを支援する民間団体の例としてフリースクールをあげているものです。</p> <p>民間団体との連携等に当たっては、それぞれ個別の事案において、それぞれの趣旨及び対象となる民間団体の現在の活動状況や過去の実績等を踏まえ、適切に判断・対応してまいります。</p> <p>なお、県立高等学校の入学選抜の改善については、大学関係者、公立小中高等学校代表、私立学校代表、PTA代表などで構成される千葉県公立高等学校入学選抜に関する協議会において、引き続き検討してまいります。</p>

<p>①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>「不登校への対応では、不登校児童生徒の教育機会を確保するため、市町村教育委員会やフリースクールなど民間団体との連携を密にしながら、学びの多様化学校の設置に向けた検討やオンライン授業配信など個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ります。」の後に「あわせて、学校に通うこどもたちが、それぞれの個性や状況に応じて、適切な教育を受けられるようにしていくために、教育環境の整備や関係機関と連携をしていきます。」と追記してはどうか。</p> <p>学びの多様化学校の設置やオンライン授業配信による支援の充実とともに、それぞれの個性や状況に応じて、適切な教育を受けられるようにするために、学びのベースとなる教育環境の整備や関係機関との連携は必要不可欠である。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組IV－２－①－４「多様なニーズに対応した教育の推進」において、校内教育支援センターの設置促進を加えたほか、市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能強化についても追記しました。</p> <p>引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ってまいります。</p>
<p>①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>「不登校への対応では、不登校児童生徒の教育機会を確保するため、市町村教育委員会やフリースクールなど民間団体との連携を密にしながら、学びの多様化学校の設置に向けた検討やオンライン授業配信など個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ります。」の後に「あわせて、多様な学び方に対応できるよう、学校の裁量の尊重や柔軟な人的配置などの制度整備を進め、児童生徒の状況に即したきめ細やかな支援と学びの保障を可能にします。」と追記してはどうか。</p> <p>教室に行きづらい生徒のための部屋を用意し、支援にあたる教職員を少ない人的配置の中から捻出している一方で、こうした児童・生徒への支援にあたる教職員にとって、分かりやすく明確な指針が示されにくいのが現状である。学校の裁量で柔軟に対応でき、児童・生徒に関わる全ての方が理解できる仕組みの構築を求める。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組IV－２－①－４「多様なニーズに対応した教育の推進」において、校内教育支援センターの設置促進を加えたほか、市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能強化についても追記しました。</p> <p>引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ってまいります。</p>

<p>①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>「不登校への対応では、不登校児童生徒の教育機会を確保するため、市町村教育委員会やフリースクールなど民間団体との連携を密にしなが、学びの多様化学校の設置に向けた検討やオンライン授業配信など個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ります。」の後に「あわせて、多様な学び方に対応できるよう、評価の柔軟化や学校の裁量を尊重する制度整備を進め、児童生徒の状況に即したきめ細やかな支援と学びの保障を可能にします。」と追記してはどうか。</p> <p>学校現場では、学びの多様化学校等に通う児童生徒が、意欲的に学び直しに取り組んでも、その成果が在籍している学年の教育課程に照らして評価されるため、実際の成長や努力が評価につながりにくいという課題があり、学び直しの過程も含めた評価の在り方を、学校現場の裁量で柔軟に判断できる制度が必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、実際の成長や努力を評価することは重要です。</p> <p>学びの多様化学校における不登校児童生徒の評価の在り方については、各学校において適切な判断がされるよう指導・助言することとしており、学びの多様化学校の設置にむけた検討や個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を通じて、適切な評価ができるよう取組を進めてまいります。</p>
<p>①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>不登校の未然防止・早期対応のために、「不登校への対応では、不登校児童生徒の教育機会を確保するため、市町村教育委員会やフリースクールなど民間団体との連携を密にしなが、学びの多様化学校の設置に向けた検討やオンライン授業配信など個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ります。」の後に、「あわせて、すべての学校において校内教育支援センターの設置を推進する。」と追記してはどうか。</p> <p>現在、校内教育支援センターの設置は限定的で、校種や自治体によって格差がある。全ての学校に整備することは、児童生徒の多様な学びを保障する上で不可欠であり、不登校の未然防止にもつながる。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、主な取組Ⅳ－２－①－４「多様なニーズに対応した教育の推進」において、校内教育支援センターの設置促進及び市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能強化について追記しました。</p> <p>引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ってまいります。</p>
<p>①－４ 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>生徒が一人ぼっちに専念したいとき、孤立したいときは、教員や生徒に申し入れるようにすればトラブルを回避することができることを教員や生徒に知ってほしい。</p>	<p>県立学校や市町村立学校において、児童生徒個別の状況を踏まえた対応ができるように、児童生徒に対して生活アンケートや個別面談等を実施しております。県教育委員会は、今後も、県立学校や市町村教育委員会に対し、児童生徒理解に努めるとともに、個々の状況を踏まえた対応について、指導・助言してまいります。</p>

<p>①-4 多様なニーズに対応した教育の推進</p> <p>「加えて、日本語指導ができる外部人材の配置等、日本語指導が必要な児童生徒に対する受入体制の充実を図ります。」の後に、「年齢にかかわらず、日本語習得を必要とする児童生徒が、日本の学校生活に必要な基本的な生活習慣、日本語の初期指導、教科学習の受けられる“プレクラス”の市町村における設置を支援する。また、指導が必要なこどもがどの地域・学校に在籍していても、安定的かつ継続的に支援が受けられる体制を構築する。」と追記してはどうか。</p> <p>外国籍児童生徒や日本語指導が必要なこどもが増加しており、当該児童生徒に対しては、言語面での支援のほか、日本の学校生活や文化に適応するための支援体制の構築が必要となるが、支援に係る人材や時間の確保が難しい現状にあり、自治体や学校により支援体制に格差が生じている。</p>	<p>県では、初期指導体制構築に向けた取組を進めているところであり、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対する支援については、主な取組Ⅳ-2-①-4「多様なニーズに対応した教育の推進」や主な取組Ⅴ-1-③-2「多文化共生の推進」に記載しています。</p> <p>プレクラスの設置に関する御意見は、貴重な御提案として承ります。</p>
<p>② 未来を切り拓く「人」の育成</p> <p>AI技術の発展により、今ある職業の多くがなくなると聞いた。そのような未来でもこどもたちがちゃんと就職できるような教育を行うべき。</p>	<p>主な取組Ⅱ-1-⑥-1「体系的・実践的なキャリア教育等の推進」において、記載のとおり、こどもたちが将来の夢と学業を結び付けて主体的な進路選択ができるよう、キャリア教育を推進するとともに、将来の労働市場を見据え、社会に求められる人材の育成を図ってまいります。</p>
<p>③-2 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築</p> <p>部活動は、顧問は参加せず専任のコーチを呼ぶ、長期休暇中は2部制にするなど柔軟にできるようにすると良いと考える。</p>	<p>主な取組Ⅳ-2-③-2「家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築」において、部活動の段階的な地域展開に向けた環境整備を進めていく旨を記載しています。</p> <p>いただいた御意見のとおり、県立中・高等学校に専門的な指導力を備えた外部指導者を派遣するなど、教職員の負担軽減等に向けて取り組んでまいります。</p>

第Ⅴ項 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現  
政策分野Ⅴ-1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現

意見の概要	県の考え方
<p>① 誰もが力を発揮できる社会の実現</p> <p>【現状と課題】において、「東京2020大会の開催により、多くの関係者と多様性を尊重することの重要性を共有することにより」と記載があるが、東京2020大会はそうだろうか。</p>	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催により、国籍や文化的背景などの違いを乗り越えてフェアに競い合う姿や、パラアスリート等の活躍する姿に触れ、多様性を尊重することの意義について認識が高まったものと考えております。</p>

<p>③ 外国人の活躍・共生と国際交流の推進</p> <p>「日本語によるコミュニケーション力や社会制度に関する知識不足等によって、地域社会の中で孤立したり、日常生活に困難を抱えることがあります。」の後に、「また、外国籍家庭において、日本語を話せる児童生徒が家庭内通訳や行政手続きの代行などを担う“ことばのヤングケアラー”となっているケースもあり、こうした子どもたちへの適切な理解と支援体制の整備が求められています。」と追記してはどうか。</p> <p>外国籍の家庭に育つ児童生徒が、保護者に代わって通訳や行政手続きの代行や学校との連絡調整などを担う「ことばのヤングケアラー」となっているケースが増えている。「ことばのヤングケアラー」の存在は制度上ほとんど認識されておらず、支援対象にもなっていないのが現状であり、実態を把握し、適切な支援を提供する仕組みを整備することは、多文化共生の視点からも重要である。</p>	<p>ことばのヤングケアラーに関しては、こども家庭庁、千葉県教育委員会などから出ている啓発資料の中に、「日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。」などと、外国にルーツを持つ保護者のケアを担う事例を記載しており、児童生徒や保護者への啓発を行っております。これに対して、学校では補助人員や翻訳機の活用、発出文書の簡易化などを各自治体の方針も踏まえながら行っているところです。</p>
<p>③-2 多文化共生の推進</p> <p>外国人については、埼玉県などでトラブルが起きていることも加味し、ただ受け入れ、容認するのではなく、一定の線引きをする必要があると考える。</p>	<p>外国人が日本で生活する際には、日本の文化等を理解し、法令等を遵守することが必要であり、引き続き、日本人県民と外国人県民がともに安心して暮らすことのできる県づくりを進めてまいります。</p> <p>なお、国においては、令和7年7月15日に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置し、外国人との秩序ある共生社会実現のため、総合的・横断的に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>③-2 多文化共生の推進</p> <p>「日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対しては、外部人材の活用などにより学習上、学校生活上の支援を行う」の後に「あわせて、日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応するため、特設学級の設置・拡充、教職員への専門研修の実施、通訳・翻訳支援体制の整備、保護者との連携支援体制の構築を進め、学校現場における受け入れ体制の強化を図ります。」と追記してはどうか。</p> <p>外国籍児童に関しては、日本語指導教員の不足や通常学級への受け入れに伴う支援体制の未整備、教職員の多言語対応負担の増加、学力や適応力の正確な評価が困難であること等の課題がある。</p> <p>外国籍児童生徒を受け入れる学校の体制強化について、施策として明記してほしい。</p>	<p>外部人材の活用などを通じて、教職員への専門研修の実施、通訳・翻訳支援体制の整備、保護者との連携支援体制の構築等を進めてまいります。特設学級の設置・拡充に関する御意見は、貴重な御提案として承ります。</p>

<p>③-2 多文化共生の推進</p> <p>「日本語によるコミュニケーション力や社会制度に関する知識不足等によって、地域社会の中で孤立したり、日常生活に困難を抱えることがあります。」の後に、「また、行政手続きや生活情報、災害時の案内などが日本語のみで提供されるケースも多く、必要な情報を得られずに不利益を被る外国籍住民も少なくありません。生活の基盤を支える情報については、主要な言語による多言語対応を一層進めることが求められます。さらに、学校現場においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援体制が不十分な場合もあり、学習機会の格差や学校生活への不適應が懸念されています。多様な言語・文化背景を持つ子どもたちが、等しく学び、安心して生活できる環境を整えるための制度的な支援が必要です。」を追加してはどうか。</p> <p>言語による情報提供の徹底は、安全で安心な暮らしを支える基盤となり、教育現場においては、十分な日本語指導や母語支援が確保されていないケースもあり、児童生徒に悪影響を及ぼしかねない。</p>	<p>言語による情報提供の徹底は重要であると考 えており、外部人材の活用などにより学習上、学 校生活上の支援を行うほか、義務教育年齢を超 過した外国籍のこどもには、高校就学に必要な となる日本語等が学べる環境整備を進めます。</p>
--	--

第VI項 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造  
政策分野VI-1 脱炭素化と循環経済の推進

意見の概要	県の考え方
<p>① 地球温暖化対策の推進</p> <p>MLF (Mawetal Liquid Fuel) は、他の液体・ガス燃料同様、化石燃料ではあるものの、在来燃料としての船舶燃料、発電用燃料 (LNGを含む) と比べて生涯CO2排出量が半分以上の低コストかつ安全な燃料である。</p> <p>また、クリーン・エネルギーとして期待されるアンモニア、水素、バイオ、風力、太陽光等の技術的・経済的実用が実現するまでの間の繋ぎとして有効であり、使用を推奨したい。</p> <p>千葉県でMLFの使用を採用すれば、即時的に商工集積地、海運・空輸のハブとしてのリーダーシップを取れると考える。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光や水素等の再生可能エネルギー等の積極的な活用促進に努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、カーボンニュートラルの実現に向け、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>① 地球温暖化対策の推進 「千葉県庁エコオフィスプラン」で掲げた削減目標の達成に向けた省エネルギー化の推進や、県有設備におけるZEB化等、県が率先して脱炭素推進の取組の実施すべきであり、県有設備のZEB化に向けて、施策項目VI-1-① 地球温暖化対策の推進【取組の基本方針】に、「県有設備においてへ建替えや改修に合わせてZEB化を進めていきます」と追記してはどうか。</p>	<p>県では、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を抑制するため、千葉県庁エコオフィスプランを策定し、温室効果ガス削減等に向けて取り組んでいます。</p> <p>千葉県庁エコオフィスプランでは、削減目標を達成するため、省エネルギーに関する取組の1つとして、今後、新築・建替を予定している建築物は、その工事の際、当面原則ZEB Oriented 相当以上となるよう設計することとし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当という政府の目標を可能な限り目指すこととしています。</p>
<p>① 地球温暖化対策の推進 脱炭素化は現在大企業を中心に取組が行われているが、中小企業においても脱炭素化を進めていくことが重要であり、中小企業へ支援施策が必要と考えることから、「中小企業等のGXの推進」を施策に追加することを提案する。</p> <p>具体的には、「千葉県中小事業者等脱炭素化支援センターにおいて中小企業の脱炭素化(GX)の支援を行います。」と記載してはどうか。</p>	<p>中小企業の脱炭素化の推進は、県としても重要と認識しています。</p> <p>引き続き、「千葉県中小事業者等脱炭素化支援センター」による支援のほか、「千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金」や「スマート省エネ技術導入促進事業」、「CO2CO2(コツコツ)スマート宣言事業所登録制度」などにより、中小企業の脱炭素化に取り組んでまいります。</p>
<p>①-1 再生可能エネルギー等の活用促進 家屋に太陽光発電設備を導入してはどうか。</p>	<p>家屋に太陽光発電設備を設置することの重要性は認識しており、主な取組VI-1-①-1「再生可能エネルギー等の活用促進」において、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備などの導入について記載しています。</p>
<p>①-1 再生可能エネルギー等の活用促進 千葉県特産のヨウ素の応用製品である、ペロブスカイト太陽電池シート等の開発・生産・販売を推進してほしい。</p>	<p>県では、産学官等の連携による研究開発の促進に向けた伴走支援や、販路拡大に向けた展示会出展支援、製品開発等の経験を有する相談員によるマーケティング分析・新規取引先の発掘支援など、中小企業の様々な製品開発から販路開拓までを一貫して支援しており、総合計画では、これらの取組を主な取組II-1-②-3「産学官連携等を通じた新産業の振興」に位置付けております。</p> <p>技術革新により新たに考案された製品等についても、これらの取組を活用して支援を行ってまいります。</p>
<p>①-4 脱炭素型ライフスタイルへの転換 EVカーシェアリングでは、通勤等に係る自家用車の使用の抑制にはならない。</p>	<p>EVカーシェアリングは、脱炭素化のみならず、自動車の所有から共有への移行を促進する取組であり、自家用車の使用の抑制を図るものです。</p>

<p>①-4 脱炭素型ライフスタイルへの転換 脱炭素化を進める上で、民生・家庭用分野での対策も重要であり、課題解決のためにナッジやITを活用した対策が有効であると考える。</p> <p>「また、仮想空間を用いた教育コンテンツの活用や、地球温暖化防止活動推進員による研修会等を通じて、県民の地球温暖化対策に関する学習を推進します」に「また、ナッジやICTの活用、仮想空間を用いた教育コンテンツの活用や地球温暖化防止活動推進員による研修会、学校教育等を通じて、県民の地球温暖化対策に関する学習を推進します。」と追記することを提案する。</p>	<p>県では、県民に向けた地球温暖化対策に対する学習の推進のため、ナッジやITを用いた教育コンテンツの活用や、地球温暖化活動推進員による研修会等を実施しています。</p>
<p>①-5 気候変動の影響に対する適応の推進</p> <p>「市町村が設置するクーリングシェルター等の設置促進及び設置場所の周知に取り組みます。」の後に「併せて、学校体育館など公共施設においても、平時の教育活動の安全確保および災害時の避難所機能を果たすため、空調設備の整備を計画的に進めます。」と追記してはどうか。</p> <p>夏季の体育館は高温になりやすく、熱中症のリスクが高い。また、体育館は災害時の指定避難所としても位置づけられており、高齢者や乳幼児が避難先で熱中症になるという二次災害の危険性もある。クーリングシェルターの設置促進が打ち出されている今こそ、学校体育館をその対象に位置づけ、県として市町村に対する整備方針や財政的支援の方向性をより強く示してほしい。</p>	<p>学校の体育館への空調設備については、全ての子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送れるよう計画的な整備を進めます。</p> <p>また、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定に当たっては、改正気候変動適応法（令和6年4月1日施行）第21条第1項第2号に規定する、「熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること」等の条件があることから、公民館や図書館などの公共施設のほか、民間事業者の御協力いただける商業施設など、諸条件を満たす施設を各市町村の判断で指定しています。</p> <p>御意見いただいた学校体育館をクーリングシェルターの対象として位置づけることについては、熱中症特別警戒情報が発表されても、体育館を授業等で利用するため、直ちに一般開放することが困難であることや、平時の一般開放により、不審者の侵入機会が増え、学校の安全対策の支障をきたす恐れがあることから、各市町村の意見等も踏まえ、慎重に検討してまいります。</p>
<p>②-4 不適正なヤードの一掃</p> <p>不法自動車ヤードは、盗難自動車等の保管や解体、不正輸出の拠点となる等、犯罪の温床となっていると考えられるため、警察等関係機関と連携して不法自動車ヤードを解消することに賛同する。</p> <p>不法ヤードが解消されることで、盗難件数の減少や盗難品の発見等の効果があることから、不法自動車ヤードに対する規制や取締りの更なる強化を願いたい。</p>	<p>不適正なヤードを温床として敢行される各種犯罪の取締りを推進してまいります。</p> <p>また、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法自動車ヤードの解消を図り、県民の生活環境保全上の支障などを防止するため、今後も自動車ヤード条例及び自動車リサイクル法に基づく立入検査を、必要に応じて県警等と連携して実施するとともに、法令遵守などの指導を厳正に行ってまいります。</p> <p>なお、金属スクラップヤード等に対しては、金属スクラップヤード等規制条例に基づき、事業者に対する条例の周知や、義務履行の指導を徹底してまいります。</p>



<p>②-5 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化</p> <p>廃棄物処理業を無許可で行っている業者が存在しており、これらの業者への厳しい対応が必要と考える。</p>	<p>廃棄物処理業を無許可で行っている業者については、主な取組VI-1-②-5「産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化」の「廃棄物処理法に違反し、産業廃棄物の不適正処理を行う悪質な事業者」に含むものと整理しています。</p> <p>いただいた御意見のとおり、無許可業者に対しては厳正に対処していきます。</p>
--	--

政策分野VI-2 環境の保全と豊かな自然との共生

意見の概要	県の考え方
<p>三番瀬は本州（九州を除く）最大の干潟であり、多くの渡り鳥や鳥を目当てのインバウンド客も目にするようになった。</p> <p>総合計画では「関係機関との連携強化」を謳っているが、県の事業に格上げして主体的・積極的に施設整備や環境保全を実施すべきである。</p> <p>また、三番瀬がラムサール条約に登録されていないのは、自然保護への取組が遅れていると言わざるを得ない。より具体的なアクションを計画・記載してほしい。</p>	<p>県では、三番瀬の自然環境を再生・保全し、地域住民が親しめる海を再生するため、三番瀬再生計画を策定して現在27事業を実施しており、新総合計画の具体的な事業として、「東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進」「三番瀬再生・保全のための意見交換の場と機会の提供」「三番瀬のラムサール条約への登録促進」を記載しています。</p> <p>また、三番瀬のラムサール条約への登録については引き続き取り組んでいるところですが、関係する市町村や漁業協同組合から、合意が得られていない状況です。今後とも、国とも連携しながら、関係者と意見交換を重ねるなど、地元の合意に向けた調整に努めてまいります。</p>
<p>三番瀬は経済性の高い場所にあり、環境保全とのバランスを取りつつ経済的な利用を模索してはどうか。</p> <p>三番瀬の方針については左派系の市民団体の声が大きく、その意向に偏りすぎていると感じる。</p>	<p>県では、三番瀬の自然環境を再生・保全するとともに地域住民が親しめる海の再生を目指す三番瀬再生計画を策定しており、再生の目標として「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」のほか、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の5つの項目を定めています。</p> <p>これらの目標のうち、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の実現に向けて、豊かな漁場への改善の取組をはじめとした漁業の振興や三番瀬を活かしたまちづくりの促進などの事業を実施しています。</p> <p>また、三番瀬の再生については、県民から広く意見を伺うことを目的として三番瀬ミーティングを毎年開催しています。</p>

<p>①-2 良好な大気環境の確保 ディーゼル車の運行規制は、次世代自動車の普及を進めることなどにより、そんなに心配しなくても良いのではないかと。</p>	<p>大気環境基準の確保のため、引き続きディーゼル車の運行規制・指導・監視を行うと同時に、普及が途上段階である次世代自動車の導入を推進してまいります。</p>
<p>② 野生生物の保護と適正管理 田舎のイノシシの被害も大変だが、都市の街路樹に夕方たくさんの鳥が集まることによる騒音・悪臭の被害もあるので、適正管理すべき。</p>	<p>各地域での野鳥対策は市町村が実施しており、県としては市町村から相談があった場合に効果的な追い払い方法などを助言するほか、捕獲に係る経費への補助を実施しています。引き続き、こうした取組を通じて、各地域での野鳥対策を支援してまいります。</p>

政策分野VI-4 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

意見の概要	県の考え方
<p>①-3 多様な伝統文化の保存・継承・活用 市川市真間の地域文化である「手児奈伝説」や遺跡について海外に向けて発信することによって、市川市にスポットが当たり、外国人観光客から注目を浴び、県内在住外国人の地域への理解も深まると考える。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>② スポーツの振興 「取組の基本方向」の「学校におけるスポーツ部活動は学校と地域が連携しながら、地域展開への段階的な移行に向けた環境整備を進めます」は不要である。</p>	<p>顧問不足や少子化などにより学校における部活動の維持が困難になる中、生徒にとって望ましい持続可能な部活動を推進するため、学校と地域が連携しながら、部活動の段階的な地域展開に向けた環境整備を進めていくことが必要です。 また、部活動を地域で展開することにより、地域全体のスポーツ活動が充実し、多様な部活動が提供され、地域においてスポーツ活動を楽しむ人の広がりや地域の活性化等につながることを期待されています。</p>

第2章 行政経営の基本的視点

意見の概要	県の考え方
<p>2 県民や民間等との協働・共創 「ホームページやSNSなどを活用し各種県政に関する情報を積極的に発信する」とあるが、SNSは危ないのではないかと。</p>	<p>県政情報の発信を行う公式SNSの運用においては、情報に誤りがないよう細心の注意を払って発信していることに加え、アカウントの信頼性を確保するために、組織の公式アカウントであることを示す認証バッジを獲得し、なりすまし対策を行っています。 アカウントの運営においては、県の定める情報セキュリティポリシーに則り、個人情報の保護等を含め、適切な運用に取り組んでいます。</p>
<p>3 DXの推進 県事業において、スマートグラスの活用を拡充してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

### 第3章 実施計画の政策評価

意見の概要	県の考え方
<p>実施計画の期間は4年間であり、PDCAサイクルにおける改善（A）ができないのではないか。改善結果がわかるよう毎年見直しできないか。</p>	<p>総合計画は、県政運営の基本となるものであり、4年間の取組を示す実施計画については、県政運営上、毎年度見直すことは難しいですが、総合計画に位置付けた各事業については、毎年度、実施状況や達成等を分析し課題を把握する「評価」を実施するとともに、評価の過程で把握した課題について、計画期間中、速やかに反映させていくことにより、計画を着実に推進してまいります。</p>